

令和2年度福岡県腎臓疾患患者福祉給付金取扱要領

福岡県腎臓疾患患者福祉給付金実施要綱の4に定める所得の制限については次のとおりとする。

- 1 受給資格者及び受給資格者の配偶者又は受給資格者の民法（明治29年法律第89号）第87条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）の前年の所得が、所得税法（昭和40年法律第33号）に定める扶養親族等の数に応じて、次表に定める額を超えるときは、給付金を支給しない。

扶養親族等の数	受給資格者本人の所得	配偶者又は扶養義務者の所得
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
	以下1人増すごとに38万円増	以下1人増すごとに21万3千円増

注1 受給資格者本人に老人控除対象配偶者、老人扶養親族又は特定扶養親族がいる場合は、上記限度額に次の金額を加算した額とする。

(1)老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円

(2)特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある場合は1人につき25万円

2 扶養義務者に老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がいる場合は、上記限度額に1人につき6万円を加算した額とする。

- 2 前記1に規定する所得とは、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の道府県民税に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第32条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第1項に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第6項に規定する条約適用配当等の額の合計額から8万円を控除した額とする。
- 3 次に該当するものについては、それぞれに掲げる額を前記1に規定する所得から控除するものとする。
 - (1) 当該年度の道府県民税で、地方税法第34条第1項第1号、第2号又は第4号に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除、医療費控除又は小規模共済掛金に相当する額
 - (2) 当該年度の道府県民税で、地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者1人につき26万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者であるときは30万円）、同項第8号又は第9号に規定する控除を受けた者についてはそれぞれの者につき26万円（当該控除を受けたものが同条第3項に規定する寡婦であるときは30万円）
 - (3) 当該年度の道府県民税で、地方税法第34条第1項第10号の2に規定する控除を受けた者については、当該配偶者特別控除に相当する額

4 震災、風水害その他これらに類する災害により受給資格者及び扶養義務者又はこれらの扶養親族の所有に係る住宅、宅地、家屋につき、被災金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合は、その損害を受けた月から翌年の9月までの給付金については、その損害を受けた年における当該被災者の所得に関しては、前記1の規定は適用しない。

ただし、給付金が支給された場合において、当該被災者の当該損害を受けた年の所得が当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて当要領に定める制限の額以上であるときは、前記期間に係るものに相当する金額を県に返還しなければならない。